

## 士幌町高齢者等移動支援事業助成要綱

### (目的)

第1条 この訓令は、買い物、病院等に行くことが困難な自動車運転免許証を保有していない、士幌市街地区以外に居住する高齢者等及び自動車運転免許証を返納した高齢者等に対し、ハイヤー代金の一部を助成することで外出を促進し、健康で文化的な生活に資することを目的とする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

(1) 75歳以上の者。ただし、次に定める事項のいずれかに該当する者は、70歳以上とする。

イ 介護認定を受けた者

ロ 身体障害者手帳1～3級の保持者

ハ 療育手帳Aの保持者

ニ 精神障害者保健福祉手帳1級の保持者

ホ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の4に規定する、申請により自動車の運転免許の取消しをした者

(2) 士幌町内に住民票を有する者のうち、士幌市街地区以外に居住している者

（以下「農村地域居住者」という。）または士幌市街地区に居住し令和4年4月1日以降に自動車運転免許証を返納した者のうち、過去に当該事業による助成を受けたことがない者（以下「市街地区居住者」という。）。ただし、住民票上の居住地と実際の居住地が異なる場合は、実際の居住地によるものとする。

(3) 自動車運転免許証を保持していない者

（助成方法及び使用可能な交通機関）

第3条 助成方法は、士幌町に本拠地のある町の指定を受けたハイヤー会社（以下「事業者」という。）で使用することができる、ハイヤーチケット（以下「チケット」という。）により行うものとする。

2 前項のチケットは、1枚500円とする。

### (申請方法)

第4条 本事業の助成を受けようとする者は、士幌町高齢者等移動支援事業助成交付申請書（様式第1号）により申請をしなければならない。

### (対象者の決定)

第5条 町長は、前条に掲げる申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、交付決定を行うものとする。

2 町長は、前項の規定により助成の交付決定を行ったときは、対象者に対し士幌町

高齢者等移動支援事業助成交付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、士幌町高齢者等移動支援事業対象者証明書（様式第3号）及びチケット（様式第4号）を交付する。

（チケット交付枚数の算出方法）

第6条 農村地域居住者に交付するチケットの交付枚数は、次の方法により算出された枚数とする。

（1）居住地から士幌町役場までのハイヤー往復代金×12に相当する枚数

（2）令和4年4月1日以降に自動車運転免許証を返納し、過去に本号の規定による加算を受けたことがない場合は、居住地から士幌町役場までのハイヤー往復代金×6に相当する枚数を加算するものとする。

2 市街地区居住者に交付するチケットの交付枚数は、居住地から士幌町役場までのハイヤー往復代金×6に相当する枚数とする。

3 同条の規定により算出された枚数に、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。

（チケットの使用方法）

第7条 対象者がチケットを使用しようとするときは、ハイヤー運転手に対し証明書を提示し、当該対象者であることの確認を受けた上で、チケットを使用しなければならない。

（1）1回で使用できるチケットの枚数に限りは設けない。

（2）チケットによりハイヤーを利用できるのは、士幌町内での移動に限るものとする。

（料金の請求）

第8条 事業者は、当該事業の料金の請求を士幌町移動支援事業助成交付請求書（様式第5号）に必要書類を添付し行うものとする。

2 町長は、前項の請求を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、士幌町移動支援事業助成交付決定通知書（様式第6号）により通知し、助成金を交付するものとする。

（遵守事項）

第9条 対象者は、次の事項を順守しなければならない。

（1）証明書及びチケットを他人に譲渡、貸与又は売却してはならない。

（2）証明書又はチケットを紛失した場合は、ただちに町長へ報告をしなければならない。

（3）農村地域居住者の証明書及びチケットの期限は、交付を受けた年度に限るものとする。ただし、第6条第1項第2号に規定するチケットに限り、発行日から

1年間を期限とする。また、翌年度も引き続き交付を受けようとする場合は、証明書に限り引き続き翌年度も使用することができる。

(4) 市街地区居住者の証明書及びチケットの期限は、発行日から1年間とする。

(チケット等の返還)

第10条 対象者は、前条の規定を順守しなかった場合又は偽りその他不正な行為により助成を受けたときは、直ちに証明書及びチケットを返還するとともに、すでに使用したチケット相当額のすべてを返金しなければならない。

2 対象者は、チケット等の交付を受けた後、次の事項に該当した場合は、証明書及び未使用のチケットを返還しなければならない。

(1) 住所を移転した場合

(2) 自動車運転免許証を取得した場合

(委任)

第11条 この訓令に定めのない事項は、別に町長が定める。

附 則 (令和3年3月24日訓令第11号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年 月 日訓令第 号)

この訓令は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年 月 日訓令第 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

士幌町高齢者等移動支援事業助成交付申請書

年 月 日

士幌町長 様

申請者

住所	〒 字	電話	
氏名		生年月日	

私は、ハイヤーチケットの交付を申請します。なお、この申請に基づく審査に当たり、士幌町が保有する情報について閲覧、調査及び関係機関に問い合わせをすることに同意します。

○添付書類

全員・・・自宅の位置が分かるもの

令和4年4月1日以降に自動車運転免許証を返納又は失効し、過去に本事業による助成を受けたことがない方は、次のいずれか

・運転経歴証明書または失効日がわかるもの(写)

70～74歳の方は、次のいずれか

・介護保険被保険者証(写) ・身体障害者手帳(写)

・療育手帳(写) ・精神障害者保健福祉手帳(写)

・運転経歴証明書(写) ※お持ちの方

宣 誓 書

私は、下記事項について偽りがないことを宣誓します。

- ・自動車運転免許証を保有していません。もしくは返納しました。
- ・士幌町内に居住しています。

偽り等あった場合には、ただちにチケット等を返還するとともに、使用したチケットの金額を全額返金することを誓います。

署 名

---

様式第2号（第5条関係）

士幌町高齢者等移動支援事業助成交付決定通知書

年 月 日

様

士幌町長

年 月 日付で申請のあった、士幌町高齢者等移動支援事業の助成について、士幌町高齢者等移動支援事業助成要綱第5条の規定に基づき、次のとおり交付することとしましたので、通知します。

記

1 助成対象者 氏 名  
住 所

2 助成金額 円  
チケット 枚/500円

3 使用期限 年 月 日～ 年 月 日  
※期限を過ぎると、チケットは使用できなくなります。

4 その他 次の留意事項を守ってください。  
(1) 交付されたチケットは、対象者以外が使用することはできません。  
(2) チケットを利用する際は、必ずハイヤーの運転手に対し、証明書を提示してください。  
(3) 申請事項や使用方法に偽りがあった場合は、助成金の返還をしなければなりません。  
(4) 途中で、助成交付対象の資格を失った場合（転居・転出など）は、証明書及びチケットを返還しなければなりません。

様式第3号（第5条関係）

（表）

【No.    】	証明書
次の者は、土幌町高齢者等移動支援事業の対象者であることを証明する。	
氏名	
住所	
生年月日	
発効日	年 月 日
	土幌町長 ⑩

（裏）

<b>注意事項</b>
・この証明書は、ハイヤーチケットを使用する際に、運転手に提示しなければなりません。
・この証明書は、本人以外は使用することはできません。
・不正等によりチケットを使用した場合は、チケット及びすでにチケットにより利用したハイヤー金額相当分の金額を返還しなければなりません。

様式第4号（第5条関係）

（表）

【No.    】	土幌町高齢者等移動支援事業 ハイヤーチケット
<b><u>500円</u></b>	
対象者名	_____
使用期限	年 月 日 まで
	土幌町長 ⑩

（裏）

<b>【注意事項】</b>	
・チケットを使用する場合は、必ず証明書を提示してください。	
・このチケットは、本人以外使えません。	
・このチケットを使用できるのは、町内での移動に限ります。	
※運転手記入欄	
利用日	月 日
移動区間	自宅            自宅
	市街            ⇒    市街
	その他           その他

様式第5号（第8条関係）

士幌町移動支援事業助成交付請求書

年 月 日

士幌町長 様

所在地

申請者 名 称

代表者

士幌町高齢者等移動支援事業の 年 月の実施分について、次のとおり助成金を交付くださるよう申請します。

助成金の名称	士幌町高齢者等移動支援事業
交付申請額	円 @500×チケット 枚
添付書類	使用済みハイヤーチケット
事業実施期間	開始 年 月 日 完了 年 月 日

様式第 6 号（第 8 条関係）

士幌町移動支援事業助成交付決定通知書

士幌町保福第

号指令

年 月 日

所在地

申請者 名 称

代表者

士幌町長

年 月 日付で申請のあった士幌町移動支援事業助成について、次のとおり決定したので通知します。

助成金の名称	士幌町高齢者等移動支援事業
交付決定額	円